

# 犬猫へのマイクロチップ装着に関する新制度について

令和4年  
6月1日から施行

新たに、犬、猫へのマイクロチップ装着等を義務付ける制度ができました。

## 犬猫等販売業者は、新たに取得した(生まれた)犬、猫にマイクロチップを装着すること(法第39条の2)



○犬、猫が生後91日以上の場合

犬、猫を取得した日から30日以内、又は販売等により他者に譲り渡す日のうち、早い方の日までに装着します。

○犬、猫が生後90日以内の場合

犬、猫を他者に譲り渡す日までに装着します。生後91日以上も飼い続ける場合は、生後120日までに装着します。

【マイクロチップ装着について】→裏面へ

## マイクロチップを装着したら登録を受けること(法第39条の5)



犬、猫にマイクロチップを装着したら、30日以内、又は販売等により譲り渡す日のうち、早い方の日までに環境大臣の登録を受けてください。

## マイクロチップの登録を受けた犬、猫を譲り受ける(購入する)、譲り渡す(販売する)時



○譲り受ける(購入する)場合(法第39条の5第4項(同条の6第2項による準用)、同条の6)  
30日以内に所有者情報の変更登録を行い、新たな登録証明書を受け取ります。

○譲り渡す(販売する)場合(法第39条の5第9項)

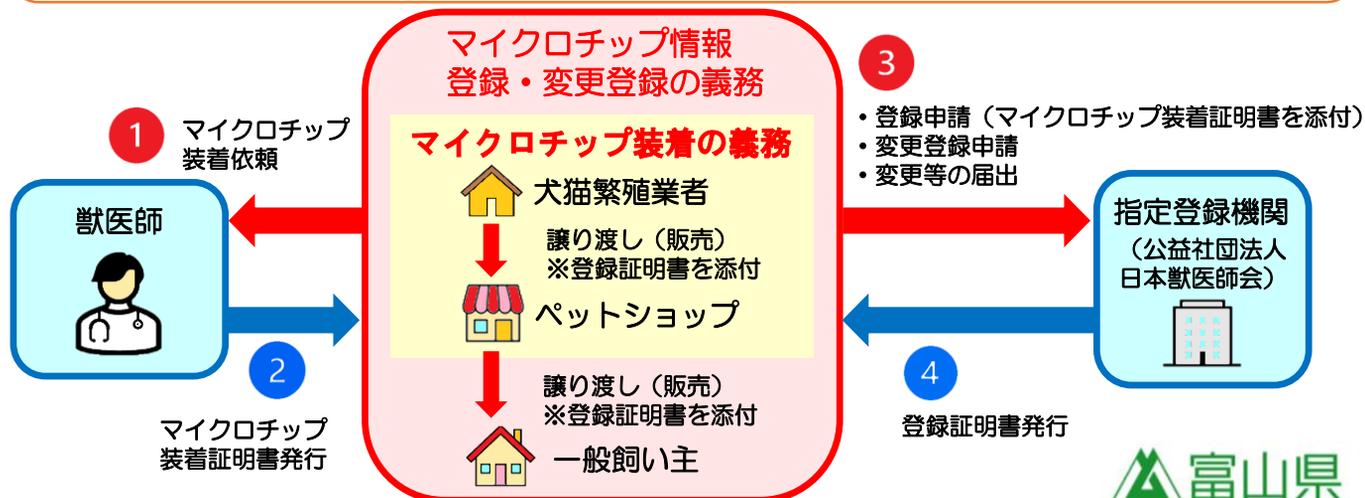
その犬、猫に装着されているマイクロチップの登録証明書を一緒に渡します。あわせて、所有者情報の変更登録を行う義務があることを伝えましょう。

## 各種届出をする(法第39条の5第8項、同条の8)



住所や電話番号、メールアドレスなど、登録内容に変更があった場合は、変更日から30日以内に届け出てください。犬や猫が死亡した場合にも届出が必要です。(手数料無料)

【登録・変更登録、届出の方法について】→裏面へ



## 他の規定

### 犬猫販売業者が令和4年6月1日より前から所有している犬、猫について

- **すでにマイクロチップを装着している場合**（法附則第5条）

令和4年6月30日まで、又は販売等により譲り渡す日のうち、早い方の日までに環境大臣の登録を受けてください。

- **マイクロチップを装着していない場合**（環境省令第7号）

その犬、猫から生まれた子の譲り渡す日までに、マイクロチップを装着し、登録を受けましょう。

### 令和4年6月1日より前に民間事業者等のマイクロチップ制度に登録している場合

無料で本制度の登録ができます。以下サイトをご参照ください。

「登録移行サイト」<https://www.aipo.jp/transfer>

### 【マイクロチップ装着について】（法第39条の2第1項、法第39条の3第1項）

本制度では、犬、猫にマイクロチップを装着するにあたり、定められた事項があります。

- 装着できるのは…獣医師、獣医師の指示を受けた愛玩動物看護師（愛玩動物看護師法に基づく国家資格取得者）
- 認められるマイクロチップ…国際標準化機構（ISO）規格第11784号、第11785号に適合するもの
- 装着を行った獣医師から、マイクロチップ登録を受ける際に必要な「マイクロチップ装着証明書」が発行されます。

### 【登録・変更登録、届出の方法について】（法第39条の5第2項、第4項、第8項、第39条の8、第39条の10）

○指定登録機関である公益社団法人日本獣医師会の以下サイト又は郵送にて登録が行えます。

犬と猫のマイクロチップ情報登録サイト <https://pre.mc.env.go.jp/>（令和4年5月までの準備サイト）  
<https://reg.mc.env.go.jp/>（令和4年6月開設予定）

○登録項目：マイクロチップ認識番号

所有者情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、動物取扱業登録の種別・登録番号など）  
動物の情報（名前、品種、毛色、生年月日、性別、狂犬病予防法登録番号（犬）など）

○登録申請の際は、獣医師が発行した「マイクロチップ装着証明書」を添付します。

○登録・登録変更時に発行される「登録証明書」はその動物を譲り渡す際や登録内容の変更等の届出を行う際に必要です。大切に保管してください。

○登録、変更登録には手数料がかかります。（オンライン300円、郵送1,000円）

登録等に関するお問い合わせ先  
（公社）日本獣医師会 ☎03-6384-5320

**！注意！すでに施行されています**

## 動物取扱責任者の要件が厳格化されました（法第22条第1項、施行規則第9条）

動物取扱責任者になるためには、以下①、②のいずれかの要件を満たすことが必要となりました。

- ① 獣医師または愛玩動物看護師
- ② 必要な経験と知識（以下の図をご覧ください）

### 必要な経験

- 第一種動物取扱業の種別に係る半年以上の実務経験  
又は
- 動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる一年間以上の飼養に従事した経験

### 知識

- 第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術について1年以上教育する学校等を卒業  
又は
- 公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術を習得していることの証明



**重要**

現在、登録されている第一種動物取扱業者の方も、**令和5年5月31日までに**、上記の要件を満たす必要があります。

詳しくは、最寄りの各厚生センター・支所又は富山市保健所にお問合せください。